

ノ價格ハ平均運賃諸掛、用途、品傷其ノ他ノ事項ヲ
參酌シテ定ムルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十八年七月十日ヨリ之ヲ施行ス

外地に於ける米穀の生産獎勵に関する法律の公布

第八十二臨時議會の協賛を経たる朝鮮、臺灣に於ける米穀生産確保に関する法律は、昭和十八年六月二十日付官報を以て左の如く公布せられた。

朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保ス
ル爲ノ補給金及企業ノ整備ニ要ス
ル經費ノ財源ニ充ツル爲公債發行

ニ關スル件 (昭和十八年六月二十一日)

第一條 朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給

金及企業ノ整備ニ要スル經費ノ財源ニ充ツル爲政府
ハ一億三百三十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金
ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補
填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公
債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮事業公債法第一條中「交付スル爲」ノ下ニ「及朝鮮
ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トシテ特別ノ法令ニ依リ

設立セラレタル法人ニ對シ公債ノ交付ニ依ル出資ヲ爲
ス爲」ヲ加へ「二十三億九千四百七十九萬圓」ヲ「二十四億
千四百十萬圓」ニ改ム

〔參照〕

昭和二年三月二十日公布法律第十一號朝鮮事業公債法抄

錄

第一條 朝鮮ニ於ケル事業費又ハ事業費補助ニ要ス
ル經費ヲ支辨シ且煙草專賣制度ノ實施又ハ私設鐵

道買收ニ要スル交付金トシテ交付スル爲政府ハ從

前募集シタルモノヲ通シテ二十三億九千四百七十
萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借

入ヲ爲スコトヲ得

臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保ス
ル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲公

債發行ニ關スル件 (昭和十八年六月二十一日)

第一條 臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給

金ノ財源ニ充ツル爲政府ハ二千三百五十萬圓ヲ限り
公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補

填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公
債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

通牒要旨

一、労力不足のため生じたる不耕作田耕作廢止畑等に
ついては市町村農會、部落農業團體等をして共同耕
作等を行はしむることに相成たるをもつて、特に中
等學校以上の學校にあつてはこれに對し積極的協力
をなさしむることとし、これら地元團體よりの要
請に即應し、可能なる限り學校報國隊を動員し、こ
れに協力せしむること

二、農業關係の學校學生生徒の實習については學校農
場を食糧增產に集中して經營せしむるのほか、つと
めて學校外の食糧增產に對する勤勞協力作業をもつ
てこれにあてしむることと措置すること

三、農村地域における國民學校高等科および初等科高
學年兒童について農繁期において地元市町村農會
の要請を考慮し農繁期授業廢止を必要に應じ延長せ
しむること

確保スル爲ノ獎勵金ノ支出アリタルモノナルトキ
ハ當該獎勵金ニ相當スル金額ハ豫算ノ範圍内ニ於
テ之ヲ臺灣米穀移出管理特別會計ヨリ臺灣總督府
特別會計ニ繰入ルコトヲ得

食糧増產に対する青少年學徒の勤勞動員に関する次官通牒

昭和十八年六月二十五日付各地方長官宛通牒が行はれ
たが、その要旨を掲ぐれば左の如くである。